

IDEA CREATIVE 会員規約

第1章 総則

第1条（名称）

「IDEA CREATIVE」と称する。

第2条（事務所所在地）

IDEA CREATIVE は、株式会社 IDEA CREATIVE が運営し、事務所も同様、株式会社 IDEA CREATIVE 内（所在地：東京都千代田区神田須田町2-1-1）に置く。

第3条（会員規約）

1. 本会員規約（以下「本規約」という。）は、IDEA CREATIVE の会員に適用される基本的な事項を定めるものとする。
2. 本規約第6条2項に基づき IDEA CREATIVE に入会申込みを行った者は、本規約の定め同意したものとみなす。

第2章 目的及び事業

第4条（目的）

IDEA CREATIVE は、次世代の世界を担うスタートアップ企業また起業家や経営者の支援・育成・PR の為設立し、当コミュニティで様々な人との出会いから生まれる学びを通じて、更なる事業の発展又は新たな事業の構築を目指すことを目的とする。

第5条（事業）

1. IDEA CREATIVE は、前条の目的を達成するため、次の事業（以下総称して「本事業」という。）を行う。但し、IDEA CREATIVE は、自らの裁量により本事業内容を変更することができるものとし、この場合、Web ページへの掲載、またはEメール若しくはSMS等の電磁的方法により会員に対して通知する。会員は当該変更に対して異議を述べないものとする。

- (1) 「Startup GRIND TOKYO」 Keynote
- (2) 「Startup GRIND TOKYO」 Fireside Chat
- (3) 「Startup GRIND TOKYO」 Networking
- (4) 「IDEA CREATIVE Incubator」 Mentoring
- (5) 「IDEA CREATIVE Incubator」 Matching
- (6) 「IDEA CREATIVE Incubator」 Special Event（不定期）

※「Startup GRIND TOKYO」は、米国法人 Startup Grind, Inc.の独占的ライセンスである WH クリエーション・インク社から株式会社 IDEA CREATIVE が独占的に運営を受託している事業である。

2. 本事業のうち、各会員に対して提供する事業は、別途 IDEA CREATIVE が定める年会費額とそれらに対応する事業内容に基づき、次条に定める入会手続において会員ごとに定めるものとする。

第3章（会員）

第6条（会員）

1. 会員は、IDEA CREATIVE の主旨に賛同する者で、原則として20歳以上の個人事業主、法人役員若しくは執行役員、又はこれらに就任予定の者で、自らの事業のために入会を希望する者に限るものとする。また、入会の承認は IDEA CREATIVE 運営事務局に一任し、承認されなかった場合の理由等は一切開示しないものとする。

2. 会員として入会を希望する者は、IDEA CREATIVE が定める入会申込書に所定の事項を記入の上、所定の関係資料とともに、IDEA CREATIVE 運営事務局に提出して申し込むこととする。

3. ネットワークビジネス（連鎖販売取引）若しくは情報商材販売に関わる者、又は本事業と同一若しくは類似の事業に関わるか若しくは関わる予定がある者の入会は認めない。

第7条（年会費）

会員は、前条の入会手続において定めた提供事業の内容に基づき、別途 IDEA CREATIVE が定める、年会費を納入しなければならない。

※年会費は、原則として入会時一括払いとし、IDEA CREATIVE がその裁量により認める場合に限り分割払いとすることができる。※支払い方法は、銀行振込又はクレジットカード決済等による。

※年会費の対象期間は、会員の入会翌月1日（入会日が1日のときは同日）より1年間とする。

※入会に際し身分証（運転免許証・パスポート・学生証等）の写し及びその他 IDEA CREATIVE が求める資料等を提出する。

※年会費の全額支払いをもって入会完了とする（但し分割払いによるときは、IDEA CREATIVE が別途定める時点において入会完了とする。）。

※銀行振込の場合、振込手数料は会員が負担するものとする。

※年会費は如何なる事由があっても返金しない。

※次年度から自動更新となり、初年度が終了する月の末日までに入会時に選択した支払い

方法にて、次年度年会費（当該時点において IDEA CREATIVE が定める金額とする。）を支払う。IDEA CREATIVE は会員に対して事前の通知を行う義務を負わない。なお、会員が更新を希望しない場合は、初年度が終了する月の末日までに、運営事務局にその旨を申し出なければならない。

第8条（変更の届け出）

会員は、氏名・住所・所属する団体・企業等の名称、及び連絡先を変更したときは、30日以内に運営事務局に届け出なければならない。

第9条（禁止行為）

会員は、本規約に反する行為、及び以下の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 法令、条例その他の法規に違反する、もしくはそのおそれのある行為、またはそれに類似する行為。
- (3) 他の会員、第三者、又は IDEA CREATIVE の知的財産権を侵害する行為、名誉を侵害する行為、およびプライバシー権、肖像権、その他一切の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為。
- (4) IDEA CREATIVE または第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、またはこれらに類似する行為。
- (5) 他の会員に対して、ネットワークビジネス（連鎖販売取引）若しくは情報商材の販売又は勧誘行為。
- (6) 本事業と同一若しくは類似の事業を行うか、又はこれらに関与すること
- (7) その他 IDEA CREATIVE が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為。

第10条（個人情報の取り扱い）

1. IDEA CREATIVE は、会員の個人情報を下記の利用目的、またはその他取得の際に示した利用目的の範囲内で、適切に取り扱うものとする。

- (1) 会員に対する本事業の提供及びこれに付随する業務のため
- (2) 本事業内容の調査・改善や新事業の開発のため
- (3) 本事業内容、イベント等の案内のため
- (4) 会員からの問い合わせへの回答や連絡を行うため

2. IDEA CREATIVE は、会員の個人情報を、業務委託先以外の第三者に提供しない。ただし、会員の個人情報を、米国法人 Startup Grind, Inc. に提供することは妨げられず、会員はこれに予め同意する。

3. IDEA CREATIVE は、あらかじめ会員の同意を得た場合、官公庁または法令に基づく

開示請求がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、収集した会員の個人情報を、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しない。但し、IDEA CREATIVE サイトへのアクセス情報、利用者属性、その他の情報について、個人を特定できない統計的な情報として公表することができる。

4. IDEA CREATIVE は、会員が自己の個人情報について、開示・訂正・削除等を求めた場合は、本人であることを確認のうえ、速やかに対応する。

5. 会員の個人情報についての問い合わせ窓口は、以下のとおりとする。

株式会社 IDEA CREATIVE

住所：東京都千代田区神田須田町 2-1-1

E メールアドレス：info@startupgrind.jp

第 1 1 条（秘密保持）

会員は、IDEA CREATIVE の書面による事前の承諾なく、本事業に関連して知り得た IDEA CREATIVE 若しくは第三者の業務上、技術上、その他一切の秘密情報又は他の会員の個人情報を公表、漏洩、若しくは第三者へ開示したり、又は会員としての利用以外の目的に使用してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 受領時に、既に公知の情報
- (2) 受領時に、既に会員が適法に保有していた情報
- (3) 受領後、会員の責めによらず公知となった情報
- (4) 受領後、会員が正当な権限ある第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- (5) 会員が単独で開発又は作出した情報

第 1 2 条（権利帰属）

1. IDEA CREATIVE が会員に対して提供するサービス（情報、テキスト、画像、及び動画等を含むがこれらに限らない。）に関する著作権その他すべての知的財産権は、IDEA CREATIVE またはこれに対して使用許諾している権利保持者に帰属する。会員は、IDEA CREATIVE またはこれに対して使用許諾している権利保持者の許諾を得ることなく、複製、公開、公衆送信（自動公衆可能化を含みます）、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他著作権法に定める一切の使用をすることはできない。

2. IDEA CREATIVE が使用する商標、ロゴ、およびサービスマークは、IDEA CREATIVE または株式会社 IDEA CREATIVE に対して使用許諾している権利保持者に帰属する。IDEA CREATIVE は、本規約により利用者に対し、当該商標、ロゴ、およびサービスマークを譲渡し、または使用許諾するものではない。

3. 会員が、前 2 項に違反したことにより、紛争、請求またはクレームが発生した場合、会員は、専ら自己の費用と責任において問題を解決するものとし、IDEA CREATIVE に対して迷惑や損害を与えてはならない。

第13条（地位譲渡等禁止）

会員は、その会員としての地位その他、IDEA CREATIVE に対する権利を、第三者に譲渡または、質入その他担保に供してはならない

第14条（表明及び保証）

会員は、自己が反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し、保証する。

第4章（運営）

第15条（運営事務局）

IDEA CREATIVE は、株式会社 IDEA CREATIVE が管理・運営する。

第16条（言語）

IDEA CREATIVE の運営、イベント及び会員への通知等はすべて日本語で行うものとする。

第17条（免責）

第5条に定める事業において、IDEA CREATIVE は会員への情報交換、相互交流、事業活動全般の援助を行うのみであり、経済的利益を保証するものではない。また、IDEA CREATIVE の目的および事業以外での会員間のトラブル等については、IDEA CREATIVE は一切の責任を負わないものとし、会員間で解決しなければならない。

第5章（除名及び退会）

第18条（除名）

1. IDEA CREATIVE は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反し、IDEA CREATIVE が相当の期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらず、当該違反を是正しないとき
- (2) 第6条に定める会員資格を有さないか、又は入会にあたり IDEA CREATIVE 運営事務局に対して提出した関係資料等が虚偽のものであることが判明したとき
- (3) 第14条に定める事項に違反していることが判明したとき
- (4) その他本規約に基づく契約を継続しがたい重大な背信行為を行ったとき

2. IDEA CREATIVE が、前項に基づき解除を行った場合、既に支払われた年会費は一切

返還しない。また、年会費の未納分及び、参加したイベントの未納会費について会員の支払義務は一切免れないものとする。

第19条（退会）

会員は、IDEA CREATIVE 運営事務局に対して書面による退会の意思表示を行い、IDEA CREATIVE の承認を受けることにより退会することができる。但し、この場合、すでに支払われた年会費は一切返還しないものとする。また、年会費の未納分及び、参加したイベントの未納会費について会員の支払義務は一切免れないものとする。

第6章（本規約の変更）

第20条（本規約の変更）

1. IDEA CREATIVE は、円滑な運用のため、自らの裁量により、会員への事前予告なく本規約の全部または一部を随時追加、変更、削除（以下「変更等」といいます）することができるものとする。

2. 本規約の変更等は、IDEA CREATIVE のウェブサイトへの掲載、またはEメール若しくはSMS等の電磁的方法により会員に対して通知するものとし、IDEA CREATIVE が効力発生時を指定しない限り、通知の時点から効力を有するものとする。会員は当該変更に対して異議を述べないものとする。

第7章（その他）

第21条（準拠法）

本規約並びにその他 IDEA CREATIVE 及び会員間における一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、同法にしたがって解釈されるものとする。

第22条（管轄裁判所）

IDEA CREATIVE と会員間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社 IDEA CREATIVE

Startup GRIND TOKYO 運営事務局

IDEA CREATIVE Incubator 運営事務局

2016年5月1日制定